

2022年 12 月 3 日改定

この規定は桜ヶ丘町内会ホームページ(以下 HP と記す)の管理運用に関して必要な事項を定めるものである。

第1条 目的

- 1.桜ヶ丘町内会運営の可視化による町内会員の参画意識の醸成と協力体制の構築及び様々な情報を提供する事による交流の高揚。
- 2.桜ヶ丘町内会のみならず、草津市・玉川学区の関係機関や町内会員との交流促進。

第2条 HP の管理運用組織

- 1.HP の管理運用の総責任者を置き、会長が兼務する。
- 2.HP の実務に携わり、ページ設計や更新・変更・削除等総括的に管理する HP 管理委員長を置く。
HP 管理委員長は町内会運営協力ボランティアの個人会員が任に就く。

第3条 HP の運用方法

- 1.町内会運営関連の掲載
 - 1)管理運用総責任者である会長から HP 管理委員長へ掲載依頼するものとする。
 - 2)副会長・会計委員長・広報委員長・総務委員長・環境衛生委員長・防災防犯委員長・文厚体委員長は担当委員会の関連情報を HP にて広く町内会員に提供しなければならない。
情報提供方法は掲載したい媒体を会長にメール添付するものとする。
 - 3)会長は各各運営委員長から掲載依頼してきた媒体を精査し、HP への掲載可否を判断する。
可の場合は会長が HP 管理委員長へ該当媒体をメール添付し、掲載依頼を行う。
 - 4)HP 管理委員長は会長が掲載を認めた媒体を HP 設計に応じた箇所に掲載する。
- 2.同好会・サークル・子ども会・民生委員関連の掲載
 - 1)原則、各グループの代表者が直接 HP 管理委員長に掲載・更新・削除依頼するものとする。
 - 2)グループ代表者は掲載する内容を吟味し、グループ所属者の了解を得て依頼するものとする。
 - 3)依頼を受けた HP 管理委員長は内容の最終検証を行い、適正と判断したものを掲載する。
 - 4)HP 管理委員長は掲載内容の可否判断が困難な場合は会長に判断を仰ぐものとする。

第4条 掲載に留意すべきこと

- 1.個人情報・肖像権・著作権に関わること
 - 1)氏名・住所・電話番号・生年月日等の個人情報は原則、掲載しない。
但し、氏名・班名については本人の許可を得る事により掲載できる。
 - 2)写真には肖像権が発生為。本人の許可を得て掲載しなければならない。
 - 3)著作権が発生する内容を掲載する場合は著作権保有者の許可を得ると共にその所在を明記して掲載しなければならない。
- 2.掲載禁止内容
 - 1)第三者が不利益になる可能性があるものは掲載しない。
 - 2)犯罪行為を誘発する恐れのあるものは掲載しない。
 - 3)法律に抵触する恐れのあるものは掲載しない。
 - 4)営利目的であるものは掲載しない。
 - 5)選挙候補者等、特定の人利益となるものは掲載しない。
 - 6)公平性に欠くものは掲載しない。

第5条 桜ヶ丘町内会 HP の取り扱い

- 1.HP 掲載内容の所有権は桜ヶ丘町内会に帰属し、複製・改変・流用を認めない。
但し、個人的な印刷はその限りではない。
- 2.HP の内容の当事者より内容変更・削除の申し出があった場合はその旨対応する。

第6条 関連委員長・グループ代表者の役割

1.広報委員長

町内会広報誌である“桜メール”は町内会回覧だけでなく、HP にも掲載される。
従って『桜メール』を作成時に第4条の項目(掲載に留意すべきこと)を遵守しなければならない。

2.総務委員長

HP 掲載の規則・規定等の鮮度を保つ為に、変更時は速やかに更新手続きを行わなければならない。

3.環境衛生・防災防犯・文厚体委員長

HP 掲載に留意すべきことを熟知し、自委員会が発信する原稿に不備が生じない様精査しなければならない。

4.グループ代表者

HP 掲載に留意すべきことを熟知し、自グループの掲載原稿を責任もって作成しなければならない。

第7条 桜ヶ丘町内会 HP に関する情報対応

- 1.HP に関する意見、要望等は HP 内アイコン『当サイトへのご意見ご要望』にて受け付ける事とする。
- 2.『ご意見・ご要望』で頂いた内容の対応は、会長が担当委員長と共に実施し、回答を要するものは HP 管理委員長を通して対応する。

第8条 管理運用規定の改正

桜ヶ丘町内会ホームページ管理運用規定の改正については、本部役員会の承認を得るものとする。

附則

桜ヶ丘町内会ホームページ管理運規定は平成23年2月28日制定
令和4年12月3日 全面改定